**平成２１年（フ）第１１２７号**
大阪府岸和田市磯上町１丁目12番６号
債務者　岸田　益美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１１５４号**
大阪府泉大津市助松団地１番６―406号
債務者　工藤智恵子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１１６３号**
大阪府岸和田市池尻町115番地の４、前住所大阪府岸和田市池尻町389番地の３
債務者　宮崎　寿則
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１２０１号**
大阪府貝塚市北町10番２号
債務者　杉岡　博美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２１年（フ）第１２３８号**
大阪府岸和田市包近町638番地の６
債務者　西野　友絵
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第１８号**
大阪府貝塚市三ツ松1215番地７棟204号
債務者　垣内　幸介
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第２０号**
大阪府岸和田市中井町３丁目８番21号、前住所大阪府岸和田市春木旭町36番15号
債務者　西村　和美（旧姓上代・石田）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第２６号**
大阪府岸和田市土生町1790番地の３ガーデンハウスＣ－５号
債務者　松木十志子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第３０号**
大阪府泉佐野市鶴原1748番地の１―208、前住所大阪府泉佐野市鶴原2797番地の５
債務者　新居　日富
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第３１号**
大阪府泉大津市豊中町３丁目14番６号堀場マンション13号、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町大久保南３丁目1492番地の５
債務者　村田かおり
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第３３号**
大阪府岸和田市小松里町2066番地グランディール岸和田306号
債務者　瀧本　富子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第３６号**
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地66棟801号
債務者　奥田金次郎
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第３７号**
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地66棟801号
債務者　奥田　孝代
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第３９号**
大阪府岸和田市戎町９番15号
債務者　住山秀子こと　趙　　秀子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第４２号**
大阪府和泉市府中町２丁目２番29―216号
債務者　植田　敦子（旧姓島野）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第４４号**
大阪府泉佐野市高松西２丁目5617番地101
債務者　又川　和代
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第４７号**
大阪府和泉市光明台３丁目７番29―402号
債務者　柴島　洋彦
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第４８号**
大阪府和泉市光明台３丁目７番29―402号
債務者　柴島富士美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係